

## 第2回練馬区障害者差別解消支援地域協議会議事録

- 1 日時 平成28年11月7日(月) 午前10時50分から12時
- 2 場所 区役所 庁議室
- 3 出席委員 高橋委員、金杉委員、山形委員、福島委員、吉岡委員、小原委員、田中委員、山崎委員、榎本委員、押委員、森山委員、松澤委員、的野委員、市川委員、田中委員、北川委員、河合委員、安部井委員、古畑委員、美玉委員、石野委員、鈴木委員、田中委員(以上23名)  
※欠席委員 新居委員
- 4 傍聴者 1名
- 5 配布資料 ①資料1 「障害者の権利に関する条約」の締結  
②資料2 練馬区における障害を理由とする差別に関する相談について  
③資料3 平成28年度区政モニターアンケート報告および実務者会議での協議について  
④参考1 練馬区障害者差別解消支援地域協議会実務者会議について  
⑤参考2 区政モニターアンケート報告  
障害への理解および障害者に関する意識について  
⑥参考3 平成28年度練馬区障害者差別解消支援地域協議会名簿

### ○会長

それでは、次第に沿って進めます。

まず「障害者の権利に関する条約」の締結について確認をお願いするというところでございますが、われわれは地域協議会の委員として、これの趣旨を体現して練馬区という地域で、どういう形でこのテーマを実現していくかという、そういうミッションを持っておるわけでございます。そういう視点から、説明を聞いていただくということで、よろしく願いいたします。

### ○事務局

資料1の説明

### ○会長

これは国際的な条約で、日本国として批准をしたものでございます。これを地域でどうやって実現していくか、というテーマでこの協議会があるわけでございます。定着化、それから広げていくということ、具体的に課題を解決しながら、ここで言う「合理的配慮」を実質的に地域で実現をしていく。その場合、当事者の視点からのいろいろな課題提起が重要でございます。これが権利条約の非常に重要な眼目でございますので、そんなことも含めて、この地域で、この地域協議会の中でいろいろな議論を積み重ねていければと思

っております。

それでは、報告および協議事項に移ります。事務局から報告をお願いします。

○事務局

資料2、資料3の説明

○会長

障害者差別の解消への地域の関わりということで、実務者会議の議論もご紹介いただきながら、課題、相談事例のご説明、モニターの調査と、多岐にわたるご報告をいただきました。ご意見、ご質問等含めまして委員の皆さまからご発言をお願いしたいと思います。

○委員

生活支援センター等では、さまざまな啓発・広報活動を実施しておりますが、参加者は地域福祉への意識が高い方が多いです。区政モニターも地域福祉ですとか共に生きるということを、普段から考えている方が多いと思うんです。その方々に障害者差別解消法のことを聞いたところ、65%が知らなかった。やはり講演会等の時に来てくれる方は、ある程度決まっている。大事なのは、そこに参加しない方がどのように理解してくれるか、それがたぶん大多数の方であり、その方々にしっかり働きかけていかないと、障害者の差別解消や共に生きることが、かなわないと思うのですが、このアンケートを見てとても考えさせられました。意識の高い方に対する、非常に広報を重点的にされていた期間の調査で65%が知らなかった。そういう地域社会に対して、どのようにこれから発信するのか、すごく悩まされるところです。

講演会に参加してくれる方や、パンフレットを手にとってくれる方は、意識が高い人だと思います。その他の方に対するアプローチとして、実務者会議でも児童期からの働きかけが大事だという議論があったようですが、ほんとにそのとおりだと思います。当たり前で障害者に対する情報が入ってくる環境をつくらないと、差別解消、難しいと思います。

今後の取り組みのところで大事なのは、練馬区立の小中学校と、どうやって連携していくのかということ。とても大事な部分であり、その辺に対する見通しも考えていく必要があると思います。

○会長

大事なご発言をいただきました。

やはり、この課題を自分のものと受け止める人と、全く無関心な人がいて、むしろ敵対的な意識を持っている人が、増えているように思います。例えば電車の優先席を見ると、杖をお持ちの方に対して、高校生が立たなくなりましたね。僕が「あんた、どこの学校だ。先生に言うぞ」と言ったら、ぶすっとして立ちましたけど。教育の話だけでなく、日々の感性みたいなものがなくなっているグループと、日々いろんな形で関わってくださる方の、分裂が起こっている感じしています。単なる通り一遍の広報だけでは済まないことがあると思います。

○委員

相談事例のなかに、「コミュニティーバスは障害者を無料にすべき」というご意見がありました。障害者の親として、障害だから無料にする、そして無料にするっていうことが、やっぱり反対に差別という感じがします。障害者だからすべて無料にする、という話ではないと思います。

先日、皆で鉄道まつりに行った時、車いすを利用していたので優先的に乗れたんです。それを、並んでいる幼稚園の子供たちがずっと見ていました。そのときに、自分たちがずっと前から並んでいるなかで、障害者が先に乗った、それをこの子供たちはどう捉えていくのかなと思いました。説明もなく、先に乗ってしまった。障害者は、特典と権利をまずどこかで主張する。それが、地域啓発とか学校のいろんなことに結び付けるとき、障害者も考えていかなければいけないと思いましたし、相談事例の中で、障害者は無料にすべきっていうことがすごく引っかかりました。以上です。

○会長

ありがとうございます。どうぞ。

○障害者施策推進課長

区としましても、簡易版のパンフレット作成を含めまして、それぞれの年齢に合わせた周知が必要になると考えております。

学校につきましては、生活科の中で、授業の中に当事者の方をお呼びして講演していただいているところもあります。こういった機会をとらまえまして、しっかり周知をしていきたいと思っております。

今後も様々な機会、方法を捉えて、工夫しながらしっかり周知していきたいと考えているところです。

○委員

小さいころから障害に触れ合う機会は、非常に大事だし必要です。聴覚障害者協会も、学校から依頼を受けて体験話をすることがあります。しかし、そのような取組は、学校によって違うんです。できたらたくさんさんの学校に経験させてほしいし、やってほしいんですけど、全くやっていない学校もあり、学校任せになっています。これをどのように変えていくか、ここも課題だと思います。そうしないと全然広まらないんです。そういったことも協議を進めていく必要があると思います。

○委員

ここでは差別解消の事例を検討していますが、それぞれいろいろな役割があります。例えば僕は障害者相談員やピアカウンセリングを担当していますし、障害者虐待や成年後見の事例に関する検討もあります。相談の話を聞いて、よく聞くと差別とか虐待につながることもある。そういうのは、相互に繋がっているんで、横のつながりがあったほうが良いと思うんです。

○会長

いろいろ制度の縦割りの話と、いろんな話が関係ある、そこら辺をどう整理しながら力にしていくかという趣旨でよろしゅうございませうか。

○委員

はい。

○会長

いかがでございましょうか。そこら辺とっても大事な視点ですが。

今の話も含めて、日々の生活の上でいろんな意味で、「合理的配慮」というのも随分難しい言葉ですよ。普通、思いやりとか、心遣いとか気遣いという日常用語が、法律になると「合理的配慮」と難しい言葉になる。合理的とは何か、その裏に、過剰な配慮は、かえってその方の自立を妨げるのではないか。要するに自己決定に干渉することになるのではないか、という意味がその裏に隠れている。そうすると、配慮というのは、ある意味ではスマートにやったほうがいいという意味だと思うんです。それがあまりにも過剰な配慮をしてしまうと、むしろ逆効果になる。

そこは、われわれの生活のある種の常識とか、コモンセンスというか、社会で相互に了解し合えるような、文化の話に近い話だと思います。そして、そのことを運用するには、やっぱり障害を持っている方々の多様性を理解する必要があります。明白な障害がある方と、そうでない方がいる。ヘルプマークや妊娠をされている方がマークをつけることが、ある種の逆効果になり、心無いことが起こっているという話も聞きます。

例えば就職試験や大学の試験で、試験時間を延ばす、それは合理的配慮になり、門前払いするのは差別になる。そういうことを含めて、いろいろな細かいルールの話と文化の話が織り交ざり、関心のないかたは、どこかではねてしまう。自分の視野からなくしてしまいたい、隠してしまいたい、という思いもある。

12月の講演会では、僕も良く知っていますが野澤さんが、ものすごく当事者性に富んだ議論と、制度とか社会の動きのバランスのある議論をしてくださると思います。最適任のスピーカーだと思っておりますので、ぜひお時間のある方は、足をお運びいただくと大変有益ではないかと思えます。

○委員

アンケートの結果を見ると就学児に対する教育の充実、小さい頃から障害者と触れ合う機会が大事という意見が多くありました。どのように、就学児が障害のある子どもたちを理解して受け入れるか、そこを考えていくことが大切かと思えますし、なかなかその辺のところになされていないので、今後もう少し議論をさせていただければよいと思います。

○会長

教育や統合保育については、障害特性に応じた機会の提供と、統合して一緒に過ごす機会が両立することが大切だと思います。どちらか一方の議論になってしまいがちですが。

○障害者施策推進課長

日々の生活の中で、当たりまえの存在になることが重要になると思っています。例えば特別支援学校に通学しているについては、副籍制度を利用して

通常の地域の学校にも席があり、そこで生活していただく時間をもつこと。例えば、統合保育という形で、障害のある方が当たり前にお友達として隣にいることも、必要になってくると思います。ご本人の状況や周りの環境もありますが、区民の中にいる当たり前の存在であり、みんな同じ人間だよ、ということが伝わるような、情報周知の形が必要になると思います。効果的な方法等について、皆さんからまたご提起いただきたい、と思います。

○会長

ありがとうございます。

別の角度からの議論になりますが、先ほどの相談の中に、医師が診察を後回しにしたという話がありました。いかがでしょうか。

○副会長

忙しくてどうしても話ができなかったのか、逆にきちんと話を聞きたいので、最後にしたのかもしれない。患者さんが大勢待っているとき、時間をかけてゆっくり聞く必要のある方は、そういう時間をとる、という配慮が必要だと思います。そのために最後に診察するのであれば、その説明が必要だったのだらうと思います。聴覚障害者の患者さんで、必要な方には手話通訳を派遣する制度がある。そういう仕組みやサポートを利用しながらきちんと対応していくことが事業者として必要なことだと思います。

○会長

医者への配慮が、伝わっていなかった可能性もあります。後回しにされると「せっかく早くきたのに」というお気持ちがあり、納得のいかないままになってしまう。合理的配慮について考えるとき、どのように納得していただくか、ということは、他の仕事やお店にも共通する非常に大事な話です。例えば、レジでお年寄りがゆっくり支払っている後ろで、イライラしている若者も見かけます。その場合、どういう配慮をすればよいか考える一方、そんなに急がなくてもよいのでは、という見方もある。折り合いをつけながら一緒にいきていく、共生ということはそういうことだと思う。

相談のなかで、公表してもさしつかえない事例があれば、「この様な相談に対して、こういう形で対応したらうまく行きました」というコラムのような内容を、情報として流していくことも、考えられる工夫の一つかと思います。

○委員

医師がどのような判断をしたか、病院がどういう受付をしたかにもよりますが、実際にこういう事例はあると思います。これを行政から指導できるかどうか、できる場合はどのように指導するかが大切だと思います。こういうことはあってはならないことだ、合理的配慮はこういうことだ、ということ区民の皆さんに理解していただくために、どのような方法が良いのか。私自身、この場ですぐ答えは出せませんが、実務者会議でもいろいろ意見を出しながら協議したいと思います。行政は合理的配慮を義務づけられているが、民間は努力義務となっている。その区別が非常に曖昧で私たちにも分かりにくいところがあります。

○委員

通院している知的障害の方で、市販されている胃腸薬を何カ月も処方されていた方がいました。病状が医者によく伝わっているのか心配もあり、病院に同行したことがあります。看護師がよく話を聞いてくれたので大丈夫かと思いましたが、お医者さんはパソコンの画面から一回も顔をあげませんでした。医療に対しては何も言えませんが、私たちのように地域で支援する者がいることを伝えることができ、啓発になったかと思っています。

以前、作業所では知的障害の方を〇〇ちゃんと呼ぶことが多くありましたが、今は〇〇さんという呼び方になっています。一方、グループホーム等は家庭的な雰囲気の中、ちゃん付けで呼ぶことがあります。先日、ハロウィンのとき、グループホームの入居者が仮装して練り歩き、お菓子をもらったという話を聞きました。本人たちはとっても喜んでいたようですが、これって小さい人がやることじゃないかと、痛々しい思いがしました。障害の特性とか多様性があるけれども、小学生や幼稚園の子がやるような感じで対応されることにたいして、本人が楽しんでいればよいのか、どういうふうにとらえればよいのかな、というもどきもあり、難しいと思いました。

○委員

1月末に、内閣府主催の地域フォーラムがあるというお話がありました。これに関して練馬区はどういう役割があるのか。なければ、これを機会に練馬区の差別解消に関する姿勢を示す意味で、何かおやりになる意向はあるのかどうか、例えば差別解消に関する条例制定を考えているとか、その辺の所を、練馬区の差別解消に関する取組姿勢を含めてお伺いしたいと思います。

○障害者施策推進課長

地域フォーラムは内閣府が主催するものですが、練馬区でやっていただくので、このような機会を活かして区民の方に障害の理解を深めていただきたいと考えています。例えば会場で区内通所施設等が作っている物品の販売等が可能かどうか、東京都に確認をしているところがございます。せっかく地域でやっていただくので、なにか協力できることがないか、支援ができることがないかという思いは強くあります。

これを機会に条例、という話もありました。まだまだ具体的な例が積み重なっていませんので、もうすこし時間をかけて中身を精査していく必要があると考えています。1月にフォーラムが行われますが、これを機会にすぐに条例制定という訳にはいきませんが、今回のような協議会を通じまして、練馬区として障害を理由とする差別の解消について、取り組んでいきたいと考えています。

○委員

これをよい機会に、とおっしゃったので、実務者会議においても、将来の条例制定に向けた議論をぜひ一項目入れていただければ幸いです。以上です。

○会長

そろそろ時間でございます。差別の解消については積み重ねと、ねばり強

い周知、広報、啓蒙が必要です。それから場を作ることも大事。頭の中で障害者差別について考えるだけでなく具体的な生活の営みの中で、日々の中で工夫をする。合理的配慮と大変難しい表現がありますけれども、むしろ日常生活の中で実現しなければいけないことだと思います。事業者、区民、行政それぞれの機関の担当を含めて、経験を積み重ねていただきたい、それを情報交換しながら、交流していただく場を色々なかたちで設定していただくことが大切かと思います。いろんな領域にまたがっていることでもありますので、協議会、実務者会議と手を携えながら少しずつ進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。それでは事務局にお返しします。

○事務局

長時間の議論ありがとうございました。一点連絡事項がございます。地域協議会を設置した場合、委員名簿をホームページ等に公開することが法律上必要になります。皆様の所属とお名前を区のホームページに掲載させていただきたいと考えています。不都合がありましたら事務局にご連絡ください。

次回の予定につきましては、3月を予定してございます。会長、副会長と相談させていただいたうえで、委員の皆様にご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○会長

では、以上で終了します。どうもありがとうございました。

以上